### 中学校給食の実施について

# 1 (仮称) 東部学校給食センターについて

平成28年10月 工事着手

平成30年2月 給食センター完成

給食センターにて調理等業務に係る訓練開始

平成30年4月 調理等業務開始

全中学校で給食実施(年度当初を予定)

## 2 食物アレルギー対応について

### (1) 現状等

中学校給食における食物アレルギー対応については、専門家からの「給食開始当初から複雑なアレルギー対応は行わず、段階的に進めて行くことが望ましい」との意見を受け、次の3段階で対応を進めている。

第1段階・・・給食の提供は行わず、弁当を持参する。

第2段階・・・アレルゲンを含まないおかずは提供し、アレルゲンを含むおかずは提供し、 供せず代替のおかずを持参する。

第3段階・・・通常食からアレルゲンを除去した除去食を提供する。(小学校と同様)

現在は第2段階であるが、第3段階の除去食提供に向けて、配り間違いによる事故等が起こらないよう、調理から、専用食缶による配缶・配送、本人への受け渡し、喫食まで、各段階で手順等の確認、関係者の共通理解を図る取組みを進めている。

今後、全体訓練を経て6月から除去食を提供していく予定。

#### (2) 除去食提供に当たっての基本的な考え方

- ① 小学校と同様に特定原材料7品目(卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生)の除去とするが、通常食の食材には、特定原材料7品目のうち、落花生、そば、かに、えびの4品目は、基本的に使用しないことから、残る卵、乳、小麦の3品目の除去が実質的な除去の対象となる。
- ② 通常食の食材には、卵、乳、小麦が含まれていない食材の選定についても考慮する。
- ③ 調味料に含まれるアレルゲンは除去対象としない。
- ④ 除去食は、原則として一品につき1種類のみとする。
- ⑤ 除去食調理は、調理工程上除去が容易な献立から始め、学校の対応を含めた安全な 提供を確認しながら徐々に拡充していく。

# (3) 学校給食員(市費栄養士)の役割

学校給食員は、食物アレルギー事故等を未然に防止するため、食物アレルギーを有する生徒やその保護者との面談、相談に適切にきめ細かに対応するとともに、学校のアレルギー対応委員会等において教職員のアレルギー対応の共通理解を促進する重要な役割も担っている。